

「福岡市 確認申請の手引き」の改正表(H22.9.1)

| ページ | 場所 | 旧 | 新 |
|------|--------|---|--|
| 41 | 総-4 | - | (図及び下記の追加) ○駐車装置の高さは、接地面から駐車装置の主要な骨組み(柱又ははり等)の上端部までの高さによるものとする。 ※地下ピット部分は、駐車装置の基礎として取り扱う。なお、構造上の安全性に配慮する必要があることから、建築基準法第19条及び20条に準じた設計を行うこと。 |
| 52-2 | 総-12-2 | - | (ページ52-2の追加) |